第三十四条第七項中「当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度。」を削り、「（合併事業年度等」を「（合併事業年度」に改め、「（当該合併事業年度等が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の六十一第一項の規定」を削り、「合併事業年度等後」を「合併事業年度後」に改め、「連結事業年度を除くものとし」を削り、「法第五十八条第一項の規定の」を「同項の規定の」に改め、「（当該適格合併後法第六十八条の六十一第一項の規定の適用を受けた最初の連結事業年度後の各事業年度を除く。）」を削り、「合併事業年度等の」を「合併事業年度」に改め、「当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、」を削り、「不適用事業年度等」を「不適用事業年度」に改め、「（第三十九条の八十八第四項に規定する未処理採掘損失金額を含む。）」を削り、同条第十二項後段を次のように改める。

この場合において、第四項中「採掘所得金額は」とあるのは「第十一項に規定する残額（以下第七項までにおいて「海外採掘所得金額」という。）は」と、「前項の」とあるのは「第十一項の」と、「当該採掘所得金額」とあるのは「当該海外採掘所得金額」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第十一項」と、同項第二号中「採掘所得金額」とあるのは「海外採掘所得金額」と、第五項中「採掘所得金額」とあるのは「前項及び第十一項」と、第六項及び第七項中「採掘所得金額」とあるのは「海外採掘所得金額」と読み替えるものとする。

第三十四条第十五項中「第五十八条第九項」を「第五十八条第八項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

第三十五条第二項中「及び第五項」を「、第五項」に改め、「まで」の下に「及び第十四項」を加え、同条第三項中「ところにより計算した」を削り、「第六十六条の十三第五項から第十項まで」を「第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十四項」に改める。

第三十六条第一項中「地区」を「区域」に改め、同条第二項中「場合の」を「事業の」に改め、「当該各号に規定する地区以外の地域において行われる」を削り、同項第一号中「地区」を「区域内」に改め、「おいて」の下に「行われる」を加え、「が行われる場合」を削り、「沖縄振興特別措置法施行令第十一条第二項第三号イ」を「当該区域以外の地域において行われる沖縄振興特別措置法施行令第十一条第二項第四号イ」に改め、同項第二号中「地区において同号」を「区域内において行われる同号」に改め、「が行われる場合」及び「地区において行われる」を削り、「第二十一条第二項第五号イ」を「第二十一条第二項第六号イ」に改め、「それぞれ」の下に「当該区域以外の地域において行われる」を加え、同条第三項中「同項の表の各号の中欄に掲げる地区内で行う当該各号の下欄に掲げる事業」を「同項に規定する特定事業等」に、「特定事業」を「特定事業等」に改め、同条第四項中「この項及び第六項」を「この条」に、「内に」を「の区域内に」に、「特定経済金融活性化産業に属する事業」を「特定経済金融活性化事業」に、「当該事業」を「当該特定経済金融活性化事業」に改め、同条第六項中「内に」を「の区域内に」に改め、同条第八項第一号イ及び第三号イ並びに第十項第一号ロ及び第三号ロ中「特定事業に」を「特定事業等に」に改め、同条第十五項中「第六十六条の十三第五項から第十項まで」を「第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十四項」に改め、同条第十六項中「特定事業」を「特定事業等」に改め、同条第十七項を次のように改める。

17　法第六十条第一項の表の各号の中欄に掲げる区域又は経済金融活性化特別地区の区域に変更があつた場合における当該変更により新たにこれらの区域に該当することとなつた区域に係る同項又は同条第二項の規定の適用については、同条第一項に規定する提出の日又は同条第二項に規定する指定の日は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　沖縄振興特別措置法第二十八条第七項の変更により新たに法第六十条第一項の表の第一号の中欄に掲げる区域に該当することとなつた区域　当該変更に係る沖縄振興特別措置法第二十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出の日

二　沖縄振興特別措置法第四十一条第七項の変更により新たに法第六十条第一項の表の第二号の中欄に掲げる区域に該当することとなつた区域　当該変更に係る沖縄振興特別措置法第四十一条第七項において準用する同条第四項の規定による提出の日

三　沖縄振興特別措置法第五十五条第四項の変更により新たに経済金融活性化特別地区の区域に該当することとなつた区域　その新たに該当することとなつた日

第三十七条第七項中「第六十六条の十三第五項から第十項まで」を「第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十四項」に改める。

第三十七条の二第二項及び第三十七条の三第三項中「及び第五項」を「、第五項」に改め、「まで」の下に「及び第十四項」を加え、「算入して」を「算入するものとして」に改める。

第三十七条の四第一号中「事業年度終了」を「適用年度（法第六十一条の四第一項に規定する適用年度をいう。以下この条において同じ。）終了」に、「この条」を「この項」に、「事業年度に」を「適用年度に」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「事業年度」を「適用年度」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第六十一条の四第一項又は第二項第二号に規定する他の通算法人が前項第一号に掲げる法人である場合における当該他の通算法人に係る同条第一項に規定する政令で定める金額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項第二号の通算法人の適用年度終了の日以前に最後に終了した当該他の通算法人の事業年度終了の日における貸借対照表（確定した決算に基づくものに限る。）に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。）の百分の六十に相当する金額（当該適用年度終了の日以前に終了した当該他の通算法人の事業年度がない場合には、当該他の通算法人の設立の日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額の百分の六十に相当する金額）とする。

第三十七条の五第一項中「第六十一条の四第四項第二号」を「第六十一条の四第六項第二号」に改め、同条第二項中「第六十一条の四第四項第三号」を「第六十一条の四第六項第三号」に改める。

第三十八条の四第五項第二号中「から第七項まで」を「、第九項若しくは第十項」に改め、同条第三十九項第三号中「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に改める。

第三十九条第二項中「この条」の下に「及び次条第九項」を加え、「同項各号」を「法第六十四条第一項各号」に改め、同条第三十一項中「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に、「保存していなければ」を「保存しなければ」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十項を同条第三十四項とし、同条第二十九項を同条第三十三項とし、同条第二十八項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十七項を同条第三十一項とし、同条第二十四項から第二十六項までを四項ずつ繰り下げ、同条第二十三項中「第十九項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十二項を同条第二十六項とし、同条第二十一項を同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項第三号中「工場、事務所その他の建物、構築物又は機械及び装置（以下この号において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同項の次に次の三項を加える。

20　法第六十四条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情は、工場、事務所その他の建物、構築物又は機械及び装置（以下この項及び第二十三項第三号において「工場等」という。）の敷地の用に供するための宅地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に要する期間が通常一年を超えると認められる事情その他これに準ずる事情とし、同条第三項に規定する政令で定める期間は、三年とする。

21　法第六十四条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の代替資産となるべき資産に係る同項に規定する乗じて計算した金額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

一　当該資産の当該事業年度開始の日の前日における取得価額

二　当該資産の前号に規定する開始の日の前日における帳簿価額